

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和46年9月に国民年金に加入し、子供が生まれ生活が苦しかった昭和57年度から59年度までの3年間の免除期間を除き、A市から送付された納付書により私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が昭和61年10月11日に作成されていることが確認でき、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年12月から49年3月まで
②昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間①当時、旧A町の理容室に勤めていた。理容室の経営者が、私の給与から国民年金保険料を控除して役場に納付してくれており、昭和48年度の国民年金保険料の領収証が手元にあるので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、4か月と比較的短期間である上、申立人が所持する旧A町（現在は、B町）が発行したものと認められる「昭和48年度領収証」において、当該期間を含めすべての欄に領収印が押されていることが確認できる。

また、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は、当時、勤務していた理容店の経営者が給与から国民年金保険料を控除し、役場に納付してくれていたと主張しているところ、その経営者及び当時の同僚については共に、昭和48年度の国民年金保険料がすべて納付済みとされており、申立人の当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、12か月と比較的短期間である上、申立人の婚姻後の国民年金加入期間については、当該期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が昭和61年10月11日に作成されていることが確認でき、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年3月まで

私は、申立期間の前後において、生活環境等の変化は一切無く、申立期間についても、市役所から送られて来た納付書で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年8月1日、資格喪失日が19年4月7日とされ、当該期間のうち、18年8月1日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を18年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から同年12月1日まで

私は、平成18年4月に、B社に入社し、同年8月から子会社であるA社の新店舗教育部門に異動となった。その後、数回、店舗を異動し、19年1月からは、C店の店長として勤務していたが、都合により同年4月6日に退職した。

平成18年12月の給与明細書及び賞与明細書が手元に残っており、厚生年金保険料が給与及び賞与から控除されていることが確認でき、それ以外の期間についても、同様に、厚生年金保険料が給与から控除されていたものと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、平成21年1月19日付け訂正処理（追加）により、申立期間を含む18年8月1日から19年4月7日まで厚生年金保

険の被保険者期間であったと認められ、これに基づき申立人の被保険者資格の得喪等が記録されているが、申立期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされている。

しかし、複数の同僚の証言、A社からの回答及び同社の親会社であるB社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 8 月 1 日から同社に継続して勤務し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が勤務していたA社に係る給与計算や厚生年金保険を含む社会保険の事務手続等を行っている同社の親会社であるB社は、当初、申立人に係る被保険者資格取得届を行っていないこと、及び申立人に係る保険料の納付を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 8 月から同年 11 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年1月から40年3月まで
②昭和46年7月から47年3月まで

私は、昭和38年6月ごろに妹と一緒に国民年金に加入し、申立期間①に係る国民年金保険料は、集金に来た市役所の職員に納付していた。また、同年6月には、集金に来た市役所の職員に申立期間①の一部をまとめて納付した記憶がある。その当時、私は、A市B町で野菜青果業を営んでおり、国民年金保険料を納付することができない経済状況ではなかった。

また、申立期間②当時は、A市C町の店舗に来ていたD信用金庫の担当者から国民年金保険料の納付書を預け、「日掛」で積み立てていた預金から、3か月の納期限ごとに、納付するよう依頼していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月15日に申立人の妹と連番で払い出されており、その時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である上、社会保険庁の特殊台帳において、38年4月から6月までの各欄に「届出前消滅」のゴム印が押されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、当初、申立人は、D信用金庫の積立預金により当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張していたところ、調査の過程において、申立人は、主張を「当該期間の国民年金保険料は間違いなく納付していない。」に変更している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年3月までの期間、63年9月から平成元年3月までの期間及び元年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年10月から63年3月まで
②昭和63年9月から平成元年3月まで
③平成元年9月から2年3月まで

私は、年金記録問題が社会問題になる前（平成8年、13年及び19年）から、社会保険事務所で夫婦の納付記録を調べてもらい、その都度、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを主張してきたが認められなかった。

昭和60年ごろは、事業を立ち上げたばかりで国民年金保険料を納付していなかったことは覚えているが、61年ごろに社会保険事務所の担当者に国民年金保険料を納付できない事情を説明し、担当者と相談した上で、妻が、過年度分と現年度分の保険料をそれぞれ1か月分ずつの合計2か月分の保険料を納付するという方法で納付することとしていたので、未納とされていた期間は全て納めたはずである。納付に際しては、売上金の入金があった時に、私が納付する月数等を妻に指示して、妻が銀行などの金融機関で納付していた。

特に、昭和60年10月から61年4月までは、私だけが未納とされているが、妻は納付済みとされており、7歳年上の私を差し置いて、妻が自分の保険料のみを納付することはあり得ない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を申立人の指示に基づき納付していたとする申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法や納付金額等に関する申立人の妻の記憶は曖昧であり、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 61 年ごろに社会保険事務所の担当者と相談した上で、妻が、過年度分と現年度分の保険料をそれぞれ 1 か月分ずつの合計 2 か月分の保険料を納付する方法により未納期間の保険料を納付したはずである。」としているところ、社会保険庁のオンライン記録において、平成 4 年 8 月以降に申立人が主張する方法で納付されていることが確認でき（例えば、平成 4 年 8 月 26 日に 2 年 7 月分の国民年金保険料が過年度納付され、4 年 8 月分の国民年金保険料が現年度納付されている等）、申立人は、その主張する方法で納付した時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 4 月までの期間について、申立人は、「年上の私を差し置いて、妻が自分の分のみを納付することはあり得ない。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間直前の 60 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料が申立人の分より先に納付されていることが確認できるほか、申立人夫婦については、いずれも申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年3月までの期間、63年9月から平成元年3月までの期間及び平成元年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和61年5月から63年3月まで
②昭和63年9月から平成元年3月まで
③平成元年9月から2年3月まで

私の夫は、年金記録問題が社会問題になる前（平成8年、13年及び19年）から、社会保険事務所で夫婦の納付記録を調べてもらい、その都度、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを主張してきたが認められなかった。

昭和60年ごろは、夫が事業を立ち上げたばかりで国民年金保険料を納付していなかったことは覚えているが、61年ごろに夫が社会保険事務所の担当者に国民年金保険料を納付できない事情を説明し、担当者と相談した上で、夫の指示により、私が、過年度分と現年度分の保険料をそれぞれ1か月分ずつの合計2か月分の保険料を納付するという方法で納付することとしていたので、未納とされていた期間は全て納めたはずである。納付に際しては、売上金の入金があった時に、夫から納付する月数等の指示を受け、私が銀行などの金融機関で納付していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法や納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 61 年ごろに夫が社会保険事務所の担当者と相談した上で、私が、過年度分と現年度分の保険料をそれぞれ 1 か月分ずつの合計 2 か月分の保険料を納付する方法により未納期間の保険料を納付したはずである。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録において、平成 4 年 8 月以降に申立人が主張する方法で納付されていることが確認でき（例えば、平成 4 年 8 月 26 日に 2 年 7 月分の国民年金保険料が過年度納付され、4 年 8 月分の国民年金保険料が現年度納付されている等）、申立人は、その主張する方法で納付した時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人夫婦については、いずれも申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの期間、54年4月から55年3月までの期間及び61年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月から48年3月まで
②昭和54年4月から55年3月まで
③昭和61年4月から平成3年3月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間について、納付の確認ができなかったとの回答をもらった。申立期間①のうち、結婚前の期間については、毎月の給与の一部をA市にいた母親へ送金し、母親又は妹に市役所において現金で納付してもらっていた。

申立期間①のうち結婚後の期間、申立期間②及び③については、妻が銀行等において納付書で納付していたと思う。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親、妹及び妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親及び妻は既に死亡しており、申立人の妹が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月11日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、44年8

月の婚姻後、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻についても、44年2月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされている上、当該期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料も未納とされている上、申立人の妻が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の再取得日（昭和61年4月1日）の取得事由が、「適用漏れ」とされていることが確認できることから、当初、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、当該期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から8年2月まで

私が20歳の時は学生であったが、母親に勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていたと思う。母親は既に死亡しており、詳しいことは分からないが、申立期間について、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間については、平成11年11月12日に、国民年金加入期間として記録が追加されていることが確認できることから、当初、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 19 日から 7 年 1 月 5 日まで

私は、義理の弟の紹介で、平成 6 年 8 月 19 日から、A社に勤務し、作業船で海の土砂を運ぶ仕事をしていた。最初のころは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったが、途中で会社から、さかのぼって厚生年金保険料を控除すると言われ、約 5 か月分の保険料をまとめて控除された記憶がある。

平成 6 年 8 月分から厚生年金保険料が控除されたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が所持している雇用保険被保険者証及び雇用保険の加入記録により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録どおりの平成 7 年 1 月 5 日として届け出られていることが確認できる上、オンライン記録上の当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立期間及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が過去の約 5 か月分の厚生年金保険料を給与からまとめて控除されたとする時期は不明であるものの、前記「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」は、それに押

されている社会保険事務所の受付印等から、当該事業所から社会保険事務所に対して、平成7年3月下旬に提出されたことがうかがえるものの、社会保険事務所から当該事業所に対して最終的に通知されたのは同年5月中旬と推認されること、及びオンライン記録によると、申立人の同年1月から同年3月までの国民年金保険料について、「厚生年金等加入」を理由としての還付が同年5月9日に決議されたことが確認できることなどから、その控除時期は同年5月以降であった可能性も否定できず、申立期間に係る厚生年金保険料が同年1月以降の厚生年金保険料と一緒に申立人の給与から控除されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から同年 9 月まで

申立期間は、A社で自動車部品の販売を行っていた。当該事業所には正社員として勤務しており、当該事業所が従業員の給与の端数を積み立てていた預金通帳も持っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が所持している預金通帳（当該事業所が従業員の給与の端数を積み立てていたものと推認される。）及び当時の事業主の娘の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間当時、当該事業所が加入していたB健康保険組合において、申立人に係る健康保険の加入記録は確認できない上、企業年金連合会においても、申立人の申立期間に係る厚生年金基金の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は「健保証の番号」欄に記載された番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

加えて、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡している上、当時、当該事業所に勤務していた者のうち事情を聴取できた二人に確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の

控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 224 (事案 29 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月から 20 年 8 月 9 日まで

私は、昭和 19 年 4 月から学徒動員により A 社の B 工場に配属され、20 年 8 月 9 日に C 工場で被爆するまで勤務していた。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 6 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、学徒動員で勤務していた者の中には、厚生年金保険に加入していた者もいると聞いているので、私も該当するのではないかと思い、再度調査をお願いする。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与明細書等の資料が無く、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらず、勤労働員学徒については、労働者年金保険の被保険者には該当しないことから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、学徒動員で勤務し、厚生年金保険に加入していた者もいると主張しているが、具体的にその実例を承知しておらず、申立人と同様に学徒動員で当該事業所に勤務していたとする同僚 2 人についても、被保険者名簿において、氏名を確認することができない。

また、当該事業所の事業を継承した D 社は、「当時の資料は現存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答している上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者となっている者のうち事情を聴取できた 5 人は、いずれも「申立人を覚え

ていない。私が入社した契機は学徒動員ではなかった。」と証言している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 6 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
②昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで
③平成 11 年 11 月 4 日から 12 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A社に4、5年間勤めており、厚生年金保険料が給与から控除されていた。また、申立期間②及び③を含めB社には18年間継続して勤めており、入社当初から厚生年金保険料が給与から控除されていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは、申立人が当時の事業主の家族構成及びその家族の氏名を覚えており、事業主の娘も申立人の姓を覚えていることから推認できるが、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、当該事業所における厚生年金保険の適用は昭和48年3月1日であり、申立期間①は当該事業所の厚生年金保険の適用前の期間である上、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明としており、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実等を確認することができなかった。

申立期間②及び③については、申立人が、申立期間②において、B社に勤務していたことは、申立期間②の一部に係る雇用保険の記録（昭和58年8月1日から平成11年11月3日までの期間）及び同時期に当該事業所

に勤務していた者の証言から推認できるが、申立人自身が、「平成 11 年 11 月に B 社を辞めてすぐに C 社に移った。C 社では、最初の数か月は、アルバイトのような期間があったと思う。」とし、申立期間③において、当該事業所に勤務していなかった可能性をうかがわせる証言をしている上、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人の当該事業所に係る被保険者資格取得日（昭和 62 年 4 月 1 日）の処理が昭和 62 年 4 月 14 日に行われていることが確認できる上、被保険者資格を遡及^{そきゅう}して訂正した形跡も認められず、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当時の事業主は、「申立人は人夫として入社し、その後、社員になった。当時、厚生年金保険は、社員は加入させていたが、人夫は加入させていなかった。」と証言している上、申立期間②当時、当該事業所に勤務していた複数の者は、いずれも「人夫の時は厚生年金保険に加入していなかったが、正社員になった時に厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、当該事業所は、正社員にしか厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間において、A 県にあった B 社で、飲食部門（レストラン）の各事業所を統括する総料理長として働いていたが、社会保険庁の記録において、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いことになっている。しかし、当時の給与は 4 万 5、6 0 0 円ぐらいで、確かに給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、B 社に勤務していたことは、申立人が提出した当該事業所の料理講習実施計画書、当時の複数の同僚の証言及び雇用保険の記録（昭和 42 年 2 月 7 日から 45 年 9 月 5 日までの期間）から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「当社は、平成 3 年に営業の全部を子会社に譲渡し、事実上の休業状態にあり、保存期間を経過した書類は既に廃棄している。また、当時の役員や職員は、死亡又は退職して所在不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無や申立てどおりの届出を行ったかどうかについては不明である。」としている上、当

時の同僚等からも、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得られなかった。

加えて、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた8人のうち5人は、「入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が大きく異なっている。」と証言している上、「B社ではC健康保険組合の健康保険証を使っていた。」とする3人のうちの2人は、「数年後に事業主と交渉して政府管掌健康保険に変えてもらった。政府管掌健康保険に変わった時に初めて厚生年金保険にも加入したと思う。」と証言しており、申立期間当時、事業主は、健康保険について、政府管掌と健康保険組合を使い分け、従業員を健康保険組合に加入させた場合、厚生年金保険には加入させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 1 月 31 日から 38 年 6 月 1 日まで
②昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
③昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

申立期間については、厚生年金保険に加入していない期間となっているが、申立期間①については、A社に勤務しており、申立期間②については、B社に運転手として勤務していた。また、申立期間③についても、C県にあったD社に運転手として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、社会保険庁が保管しているA社（現在は、E社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「当時、申立人は、個人事業主として扱われており、当社と雇用関係は無かった。」として、「第六期確定決算報告書」を提出しているが、同報告書の売掛金明細書の中に申立人の姓が確認できる上、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた者は、「申立人は中途採用され、歩合制で、個人事業主と同じ勤務形態であった。」としており、申立人は、当時、個人事業主であった可能性がうかがえる。

申立期間②については、社会保険庁が保管しているB社に係る被保険

者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は「健保証の番号」欄に記載された番号順に記載されており、申立期間②及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は所在不明である上、申立期間②当時、当該事業所に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることができなかった。

申立期間③については、申立人は、C県に所在していたD社に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立期間③当時、同区内には、E社及びF社（現在は、G社）が適用事業所として確認できるが、いずれの被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は「健保証の番号」欄に記載された番号順に記載されており、申立期間③及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、両事業所は、いずれも「申立てどおりの資格取得に関する届出及び厚生年金保険料の控除の有無について、当時の資料が無く不明である。」としている上、申立期間③当時、E社又はF社に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 8 月下旬に A 社の面接を受けた後、同年 9 月から同社 B 営業所に勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答であった。申立期間において、同社に勤務していたことは間違いなく、大きな会社であるので、厚生年金保険に加入させないようなことはないと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、申立期間後の昭和 42 年 8 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その翌日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人の氏名はほかに確認できず、申立人を含めて、被保険者は、「健保証の番号」欄に記載された番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「当社の台帳によると、申立人が昭和 42 年 8 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 17 日に同資格を喪失していることが確認できる。申立てどおりの資格取得及び喪失の届出並びに保険料の納付は行っていない。」としている。

加えて、当時の役員は、「申立期間当時、中途採用者は 1 年間試用社員扱いで、入社から 1 年経過後、適任者のみが本採用社員に登用されていた。」と証言している上、当時の同僚を含め、申立期間において当該事業所に勤務していた者のうち事情を聴取できた者はいずれも、それぞれが記憶している入社日の 9 か月から 14 か月ほど経過した時点で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。